「箕面市いじめ防止対策推進協議会」「いじめ問題等調整部会」「重大事態調査部会」

教育委員会

・「箕面市いじめ防止基本方針」（法12条）

〇「いじめ・体罰ホットライン」の設置（教育センター）
〇青少年指導センターでの相談体制
〇「箕面子どもステップアップ調査」による現状把握

重大事案の報告

市長

重大事案の再調査

いじめ防止対策推進法第14条第1項

【附属機関】箕面市いじめ防止対策推進協議会

〇関係機関との連携、いじめ問題等の調査審議を行う。
〇いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【構成】
・大阪府池田子ども家庭センター　・大阪府箕面警察署　・人権擁護委員
・箕面補導地区少年補導協助員連絡会　・箕面民生委員児童委員協議会
・PTA経験者　・箕面市立小学校校長　・箕面市立中学校校長
・箕面市教育委員会教育長

いじめ防止対策推進法第30条第2項

（部会）重大事態調査部会

〇いじめに係る重大事態に係る再調査を行う

【構成】
・弁護士　・人権擁護委員
・臨床心理士　・学識経験者

いじめ防止対策推進法第14条第3項・第28条

（部会）いじめ問題等調整部会

〇いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等の事案について、調査・審議を行う
〇いじめの防止対策の調査研究を行う

【構成】
・人権擁護委員　・PTA経験者
・学校教育経験者　・警察経験者
・スクールショーシャルワーカー